

外国投資家から投資を受ける前にご相談ください

～対内直接投資審査制度のお知らせ～

財務省と事業所管省庁では、外為法※に基づき、投資自由を原則としつつ、国の安全に関わる技術が海外に流出することなどを防ぐため、外国投資家が一定の事業を営む日本企業に投資を行う場合に、事前届出の提出を求め審査を行っています。

事業承継や**M & A**に伴う株式譲渡のほか、外国投資家から出資を受ける場合は、外国投資家に届出の対応をご確認ください。 ※ 外国為替及び外国貿易法



事前届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、投資で取得した**株式の売却命令**が出る可能性があります。

計画していた投資の中止により、資金面で悪影響を被るおそれも。

外国投資家による投資に関するご相談、届出義務の違反が疑われる投資情報などございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

お問合せ先

東海財務局理財部理財課 ☎ 052-951-1797

(相談窓口) fdi-info@tk.lfb-mof.go.jp

(情報提供窓口) fefta-info@tk.lfb-mof.go.jp

届出制度に適切に対応しているか外国投資家に確認

事前届出が必要となる外国投資家や対象業種など制度に関する詳しい内容については、東海財務局ホームページをご覧ください。▶▶▶

